

感染症の蔓延等、状況により延期または中止する場合があります。

令和 7(2025)年度

第1回 楽 介護職員等による喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)

～ 以下の内容で受講生を募集します ～

基本研修

令和 7(2025)年 6 月 3 日(火)・6 月 5 日(木)の 2 日間

・2 日間の全てのプログラムに参加していただく必要があります。

・欠席・遅刻・早退がありますと修了証明書をお出しすることができません。

6 月 3 日(火) 13:00～16:30

オリエンテーション／重度障害児・者等の地域生活等に関する講義

6 月 5 日(木) 9:00～16:30

喀痰吸引等に関する講義・および演習／テスト

定員 10 名(受講生が 3 名に満たない場合は基本研修を実施しません)

申し込みの締め切り 令和 7(2025)年 5 月 9 日(金)

基本研修会場

社会福祉法人 鶴風会 西多摩療育支援センター 会議室

(あきる野市上代継 84-6 TEL042-559-2241 代表)

受講料

・基本研修受講料 11,000 円(受講生 1 名につき)

・テキスト代 2,000 円 (基本研修受講料とは別途)

・実地研修 3,300 円(受講生 1 名 対象者 1 名の組み合わせにつき 1 月間)

※実地研修における訪問看護ステーションや各事業所
への指導謝礼については別途となります。

修了の認定

○基本研修ではすべての講義及び演習を出席した受講者に対して、筆記試験を実施し、90%以上の正解のあった場合に基本研修一修了と認定します。「筆記試験の結果が 90%未満の者に対しては 2 回まで再試験を行います。(初回の試験と合わせて 3 回まで 再試験日は別途お知らせします)

○基本研修の結果および 実地研修実施後の評価票に基づき、内容を検討の上、適正と認められた場合に修了証明書を交付します。

(注) 修了証明書の受理後は「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を東京都に対し行ってください。なお、既に認定証の交付を受けている特定の者が転帰事由により医ケアの行為を追加する場合は交付申請ではなく変更届となりますので注意してください。また、登録事業所となっていない事業所は併せて登録申請を行ってください。

実地研修について

実地研修は基本研修終了後、令和 7 年 6 月 23 日(月)から 7 月 23 日(水)までを予定。

実地研修について詳しくは 3 ページ以降をご覧ください。

※実地研修のみの研修については事前にご相談ください。

感染症の蔓延等、状況により延期または中止する場合があります。

登録研修機関 楽

喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)実施要領

研修の名称

介護職員等による喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)

実施する研修課程

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める第3号研修

受講者および受講資格

- 喀痰吸引等を日常的に必要なとする障害者等の支援に従事する者であって研修終了後、業として喀痰吸引等を行うことが見込まれる者
- 実地研修の実施にあたり、対象となる利用者(実地研修協力)及び実施機関と指導講師(看護師等)が決まっている者
- 社会福祉法人鶴風会および当事業所の理念・方針に基づき、障害児・者支援の事業所に所属する者を優先いたします

基本研修を終了している者の取り扱い(研修内容の一部免除)

下記に該当する場合は、基本研修に係る部分は免除になりますので実地研修のみ受講することになります(別途 ご相談願います)

- 基本研修を修了しているが、実地研修が終わっていないため「認定特定行為 業務従事者認定証」(特定の者対象)を取得できていない者
- 「認定特定行為業務従事者認定証」を既に取得している者
 - ① 新たに対象となる利用者のケアが必要になった者
 - ② 対象となる利用者に新たなケアが必要になった者
- 重度訪問介護従事者養成研修統合課程修了者で、実地研修が終わっていないため「認定特定行為 業務従事者認定証」(特定の者対象)を取得できていない者

申し込み・問い合わせ先:

〒197-0832 東京都あきる野市上代継 84-6
TEL042-559-2241(センター代表) FAX042-532-5072
社会福祉法人 鶴風会 西多摩療育支援センター
障害者支援施設 楽 担当:楽施設長 柳瀬達夫

感染症の蔓延等、状況により延期または中止する場合があります。

[令和 7(2025)年度 第 1 回 実地研修]

介護職員等による喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)実地研修について

1 実地研修を行うにあたって

実地研修については、実地研修協力者である対象者に係る事業者、私どもが登録研修機関として委託することになります。委託先の事業所へは、受講者の所属する事業所より、事前に実地研修依頼をし、協力できることを確認しておいてください。また、実地研修機関としては委託できるのは次の内容を条件とします。

- 1) 実施研修指導講師である医師及び看護師との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- 2) 当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合はその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規定整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されていること。
- 3) 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

※国や都道府県が実施する喀痰吸引等指導者講習や東京都福祉保健財団が実地研修等の委託時に行うDVD研修を受けたことのある指導者が望ましい。

※実地研修を依頼する先の指導者または利用者が所属する事業所が損害賠償保険制度に加入していることが必要です。

2 実地研修の募集期間及び実施期間

令和 7 年度第 1 回の実地研修は

令和 7(2025)年 6 月 23 日(月)から 7 月 23 日(水)までを予定しています。

実地研修の募集は令和 6 年 5 月 7 日(水)から開始し 5 月 27 日(火)を締め切りとします。

実施研修は人数を確定させた上で、損害保険へ1ヶ月間加入することになります。

3 定員について 1 名の受講生に対しての対象者数の制限

実地研修については特に定員を定めませんが、受講者 1 名に対して対象者は7名までとします。

感染症の蔓延等、状況により延期または中止する場合があります。

4 受講料

実地研修受講料 ……3,300円(受講者と特定の者1名との組み合わせ1件につき)

※ 受講料については1ヶ月分の損害保険料を含む

※ 1ヶ月以上延長する場合は損害保険料の実費分がかかります。
(対象利用者数や指導看護師数で金額が変化します)

※ 実地研修の指導講師料は別途となります。

研修講師料 …… 実地研修の指導看護師を依頼した訪問看護ステーションや施設の
各事業所や看護師に対する指導料に関しては、各事業所間等で相談
の上決めていただきます。

5 実地研修の指導講師について

原則として、指導看護師の選任および指導料に関しては、受講生が所属する事業所等の責任でお願いします。ただし、研修中は研修機関である「楽」が指導看護師へ委託する形で研修を進めることになります。この期間の損害保険については「楽」が掛けることになります。

6 その他

受講者の所属する事業者は、以上の内容を十分に理解した上で、実地研修先へ説明した上で、当研修機関の委託先として承諾できることを確認すること。また、研修を受けるための条件(指導等)については、受講者の所属する事業者と実地研修先の事業者で決めてください。また、特定の者の対象となる利用者あるいはご家族への同意、指示書を書いていただく医師などの確保をお願いします。

問合先: 197-0832

東京都あきる野市上代継 84-6

TEL042-559-2241(センター代表) FAX042-532-5072

社会福祉法人 鶴風会 西多摩療育支援センター

障害者支援施設 楽 担当:楽施設長 柳瀬達夫

感染症の蔓延等、状況により延期または中止する場合があります。

楽 介護職員等による喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)

令和 7(2025)年度 スケジュール(予定)

第1回 基本研修 令和 7(2025)年 6 月 3 日(火) 5 日(木) 2 日間
実地研修 令和 7(2025)年 6 月 23 日(月) ～7 月 23 日(水)

第2回 実地研修 令和 7(2025)年 11 月 4 日(火) ～12 月 3 日(水)
(第2回は実地研修のみです)

第3回 基本研修 令和 8(2026)年 2 月 3 日(火) 5 日(木) 2 日間
実地研修 令和 8(2026)年 2 月 24 日(火) ～3 月 25 日(水)

※各回の募集は前月に社会福祉法人鶴風会(西多摩療育支援センター)のホームページに UP します。

※予定を変更する場合もホームページでお知らせします。

※基本研修は規定の受講者がいない場合は中止になることがあります。
(最小開催人数 3 名、最大人数 10 名)